

何を「児童虐待」とみなすのか? : 冤罪という観点から児童虐待への認識の歴史的変遷や文化差 および医学的診断の問題点について考える

What Does “Child Abuse” Mean?:
A Historical Changes, Cultural Differences, and the Problem on
Medical Diagnosis on Child Abuse from False Charge Perspective

キーワード：人権、親子入浴、硬膜下血腫、揺さぶられっ子症候群、冤罪
Keywords: human rights, bathing with parents, subdural hematoma,
shaken baby syndrome, false charge

大石 千歳

OISHI Chitose

Abstract

This paper summarizes the history of child abuse in the US, Sweden and Japan. It shows that if cultural differences are considered, particularly for sexual abuse and child labor, it is more difficult than expected to define the concept of child abuse uniformly. Without this recognition, false charges of child abuse will occur. Secondly, to judge whether individual cases are recognized as child abuse or not, medical criteria is focused on head injuries to infants, especially on subdural hematoma. This paper points out such a medical judgment including the possibility of false charges. Moreover, if parents are mistakenly judged as offenders of child abuse, it is very difficult to reverse the judgment and get their children back. Though separating parents and children can be necessary for protecting the life of children, the recognition of what child abuse is, who judges it, and what happens if the judgment is wrong, are crucially important issues to protect the human rights of children and parents.

何を「児童虐待」とみなすのか——問題意識

子どもを虐待してはならないというのは、当然すぎるほど当然のことである。今日ここに疑問を差し挟む者はいないであろう。マスコミ等では、明らかにひどい虐待を受け、死亡してしまった子どもについての報

道がなされることも度々あり(2018年3月に東京・目黒区の5歳女児が父親に虐待され死亡した事件(朝日新聞, 2018)など)、その度に、児童虐待を何とか防がなければならない、虐待されている子どもを何とかして救いたい、という世論が高まる。

しかし、上記の目黒の事件のような誰が見ても児童

虐待である事例がある一方で、何をもって個々の事例を「児童虐待」¹とみなすかの判断は、実は難しい問題である。

個々の事例の何が児童虐待に当たるかについての考え方には、国や文化、時代背景、社会背景の違いによって相違がみられることがある。現在のわが国では、家庭内で子どもを殴ることは児童虐待であり、学校でも体罰は禁止されている。しかし過去を振り返ると、そうではない時代もあった。明治時代には、わが国には「家」制度が存在し、親とりわけ父家長と子は、支配・服従関係にあった。子どもは労働力として捉えられていた。下西(2005)によれば、1870年頒布の『新律綱領』では、父母・祖父母による子孫の懲戒権が認められており、懲戒によって子孫が死に至っても罪に問われないとされていたという。現在とは違い、子どもは支配され管理される存在と考えられ、子どもの人権や権利といった観点は存在しなかった。

また、父親と幼い娘が一緒にお風呂に入ることは、現在のわが国ではほほえましい光景とみなされるが、ヨーロッパやアメリカでは親による性的虐待とみなされてしまうことがある。外務省(2006)では、「海外邦人事件簿 Vol. 50」として、海外在住の邦人一家の現地校に通う娘が作文に「お父さんとお風呂に入るのが楽しみです」と書いて学校から警察に通報され、父親が性的虐待で逮捕されたという例や、家族写真のフィルムに子どもが入浴している写真があったことで警察に通報され、事情聴取を受けたという例を紹介し、注意喚起をしている。

さらに、関西テレビ(2018)のような事例もある。1歳の長男が家庭内のリビングでつかまり立ちをしていて後ろに倒れて頭を打ち、意識を失ったため、母親が119番通報し病院に運んだ。病院で脳内の急性硬膜下血腫と眼底出血が認められ、病院が虐待を疑って児童相談所に通告した。長男は原則2ヶ月間の一時保護とされ、親と離されて乳児院に入所したが、その乳児院で長男は再び後ろに転倒し意識を失った。一時保護となって34日後に、ようやく長男は

自宅に帰された。この事例は、病院や行政は積極的に子どもを保護しようとするが、親としてはひとたび虐待の疑いがかかるとそれを晴らす手段もなく、子どもが連れて行かれてしまうことがありうるという現状を示している。

本稿の目的および位置づけ

「児童虐待の防止等に関する法律」(以下、児童虐待防止法:2000年施行)第6条で、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに児童相談所等に通告しなければならないとされている。また第5条では、学校の教職員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待の早期発見に努めなければならないとされている。通報者は個々の事例が児童虐待に当たるか否かを判定する立場ではないとはいえ、何が児童虐待で何がそうでないか、それを誰が判断するのか、その判断が間違っていたら親子はどうなるのかなどについては、どんな立場の人であってもよく考える必要がある重要な問題なのではないだろうか。しばしば残酷さやまじい虐待事件についての報道がみられ、そういった被害に遭っている子どもをいち早く、確実に保護することは、国内外を問わず、人間社会が必ず成し遂げなければならないことである。しかしその一方で、虐待をしていないのに虐待を疑われた場合の問題は、社会的にどれほど認識されているだろうか。

本稿の目的は3つある。第一に、上記の「いつどの社会で何が虐待とされるのか」という部分について考えるために、アメリカ合衆国、スウェーデン、日本について、児童虐待と子どもの保護に関する認識の過去から現在への推移を概観した上で、現在の日本における児童虐待の定義について紹介する。加えて、ある社会や文化では虐待とは認識されないことでも、別の社会や文化では虐待とみなされる可能性があるという問題も、この部分に含まれることといえる。具体的には、児童虐待の認識に関する文化差の問題の

¹ 児童虐待については、子ども虐待という表記もあるが、本稿では「児童虐待の防止等に関する法律」に合わせて「児童虐待」という表記をとった。

存在である。本稿ではこの点についても紹介する。グローバル社会といわれる今日、文化差の問題への認識を欠いて児童虐待の問題を考えることは、個々の事例が虐待であるか否かを判断する際に、間違いを犯すことにつながりうる。その間違いは子どもを救済することにつながらないばかりか、その反対の結果を生むこともある。よって、児童虐待の捉え方に関する文化差の問題について本稿で紹介したい。

第二に、「個々の事例を虐待とみなす判断基準が何であり、誰が判断を下すのか」という、児童虐待の事実認定のあり方が含む問題について取り上げる。児童虐待には、様々な年齢の子どもに対する様々な虐待が含まれるが、ここではとりわけ乳幼児の頭部外傷に関する医師の診断にまつわる問題点について取り上げる。乳幼児は自分の言葉で症状や出来事を説明することができないため、医師の診断が虐待の有無の認定に際して極めて重視されることになる。その意味で、虐待の有無の事実認定が困難であるケースが多くなる。よって、乳幼児の頭部外傷に関する虐待の有無の認定の問題は、「判断基準が何であり、誰が判断を下すのか」ということが含む問題点を最も象徴的に示す部分といえるためである。

そして第三に、「判断が間違っていたらどうするか」という、冤罪の問題について述べる。様々な虐待の中で、乳幼児の頭部外傷については、「疑われたらどうなるのか」「疑いを晴らすことはできるのか」という問題を象徴する部分であると考えられる。子どもを救うためには、問題のある親とは引き離さなければならない。しかし虐待の事実認定の手段が不十分であったり、事実認定の誤りを修正できる手段が確保されていないならば、疑いを掛けられたら最後、子どもを取り上げられ、弁解や説明をすればするほど危険な親、反省のない親とみなされて子どもを返してもらえないという事態になりうる。乳幼児を育てている親にとって、子どもが頭部に大きな怪我を負ったというだけで激しく動揺してしまうと考えられるところに、してもいない虐待を疑われ、子どもを連れて行かれて返してもらえず、弁解も説明も聞き入れてもらえないといった状況は、想像できないほど恐ろしいことなのではないだろうか。本稿では、日本とアメリカにおける、乳幼児

の頭部外傷にまつわる児童虐待の認定における冤罪と雪冤の問題について紹介する。

本稿は、一見脈絡のない内容をまとめたようにみえるかもしれないが、上記の三点について紹介することにより、今日的な社会問題としての児童虐待について、特に「虐待ではないことを虐待とみなされてしまう可能性」について、いくつかの方向から焦点を当てて、分かりやすく紹介するものである。このような観点は、従来それほど主張されてこなかったことなのではないだろうか。しかし適切に子どもを保護するためにこそ、このような問題点があることを社会で広く認識してゆく必要がある。

本稿著者の立場

ここで本稿著者の立場と研究の位置づけを明確にしておきたい。本稿著者は体育大学体育学部および体育短期大学児童教育学科の教員として、体育学生を対象に運動部活動における体罰の問題に関して質問紙調査を行ったり(大石・阿江・若山・本村, 2014; 大石・笹生, 2016など)、児童教育学科学生を対象に子どもへの体罰に関する調査を行ったりしてきた(大石, 2018)。そこから、あらゆる校種の教育機関や幼稚園・保育園あるいは家庭内など、子どもの育ちと教育に関するすべての分野・場所に共通して、「しつけ・教育と称して子どもに暴力が振られる」という、体罰と児童虐待に共通すると思われる問題が存在すると考えた。

子どもへの虐待は児童虐待防止法により禁じられており、学校における体罰は学校教育法により禁止されているが、体罰や児童虐待が発生する。本稿著者は児童虐待の問題に直接携わる専門家ではなく、社会福祉領域の専門家でもなく、医学者や法学者でもないが、心理学者として、人々やその集合体としての社会が何を体罰と認識するか、何を児童虐待と認識するか、その認識に誤りや行き過ぎはないか、その結果人権侵害などが起きないかという観点から、研究する必要性を感じている。

児童虐待と子どもの保護に関する各国の歴史

アメリカ合衆国 アメリカ合衆国(以下、アメリカ)は1776年にイギリスからの独立を宣言したが、その当時子どもは守られる存在とは捉えられていなかった。アメリカの児童虐待の歴史をまとめている上野(2012)によれば、18世紀のアメリカでは、各家庭が子どもを厳しくしつけて、非行に走らせず、コミュニティに迷惑をかけないことが求められたという。非行に走った子どもは厳しく罰せられ、子どもの躰の手段としての体罰(corporal punishment)は良い行いと考えられており、非常に過酷な体罰が行われていたという。また当時は、妻や子どもに対する暴力を禁じる法や規定もなかったという。18～19世紀のアメリカの少年院は、虞犯少年、戦争孤児や虐待された子ども、ネグレクトされた子どもが同様に、「犯罪の予防」を目的として収容されていた。19世紀になっても、少年院は非行少年だけでなく、育てにくいとされた子どもを収容することがあった。1838年のメリアン・クルーズという子どもの事例では、母親が手に負えないと感じた娘のメリアンを少年院に入所させるよう遺言を残し、州裁判所はこれに異議を唱えた父親の訴えを認めず、少年院へ入所させている。

上野(2012)によれば、19世紀後半には、1874年に救出されたメアリー・エレン・ウィルソンの事例がある。この事例は、「全米で初めて児童虐待を発見」したものとされており、「護られるべき子どもが社会から保護された事例」として認識されるようになった。Myers(2006)によれば、メアリー・エレンは実母が所在不明となったあと、養父母のコノリー夫妻から8年間にわたって残虐な身体的虐待とネグレクトを受けていた。宣教師のウィーラーによって発見されたメアリー・エレンは、アメリカ動物虐待防止協会のバーグとゲリーによって警察に保護の請求がなされ、救出された。メアリー・エレンの事例がきっかけとなって、バーグとゲリーは1875年にニューヨーク子ども虐待防止協会を設立している。

アメリカでは、20世紀になるとX線写真(レントゲン)などの医療技術の進歩により、児童虐待の事実を医学的に証明しようとする「医学モデル化」が進んでい

く。X線写真により、不自然な骨折や硬膜下血腫などが発見されるようになり、子どもが負傷して病院で治療を受ける際に、親の発言と子どもの怪我の照合を試みる流れが次第に生まれてきた。

ケンプ医師は、1962年に児童虐待を医学用語として定義し、エビデンスに基づいた医療という観点から、児童虐待の発見と虐待する親の特徴を論文化した(Battered Child Syndrome: Kempe, 1962)。上野(2012)によれば、この論文では、虐待する親は精神的に病んでいるという医学的なラベリングを行っており、虐待された子が親になって再び虐待を行う、いわゆる虐待の連鎖を社会的に警告するものであった。アメリカではこの論文以降、虐待の医療モデル化と、親も治療の対象とするという方向性に進んでいった。花田・永江・山崎・大石(2007)によれば、従来のChild Abuse, Child Maltreatmentという表現は、特別な問題がある家庭に起こる問題とされていたが、Kempe(1962)では、特別な家庭だけでなく、子どもに暴力を振るう親がいると捉えたものとされている。

1974年に、「児童虐待予防対策連邦法」(Child Abuse Prevention and Treatment act)が制定された。この法律では、今日にもつながる、児童虐待の4つのタイプ(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)が定義された。

スウェーデン スウェーデン政府・セーブザチルドレンスウェーデン(2009)によれば、今日では福祉国家として広く知られているスウェーデンであるが、1960年代には、躰として体罰を用いることを支持する親は50%を超えていた。スウェーデンに限らずヨーロッパでは、20世紀前半は、子どもに体罰を加えたり折檻することは珍しいことではなかったという。子どもへの体罰や暴力をやめるべきであるという論調は、1930年代から増えてきた。同じ頃、反社会的行動や養育放棄などの理由によって施設で暮らしている子どもたちへの体罰や不当な扱いが明らかになった。第二次世界大戦後、暴力と虐待の原因は家庭の貧困と無知にあり、子どもの福祉に対する政府の責任も政治課題とされるようになった。学校においても、20世紀前半の学校では、教育的な理由による懲罰としての暴力が多くみられ、学校の秩序を保つためには暴

力が必要だと考える議員や親たちも多かった。

このような流れを経て、スウェーデンでは学校での体罰が1958年に禁止された。家庭内では、1920年代に認められていた折檻が1949年に、折檻ではなく「適切なしつけの手段」を用いることとされ、1979年に親子法の改正により、子どもへのあらゆる形態の体罰またはその他の精神的虐待が禁止されることとなった。

日本 児童虐待に関する我が国での捉え方や取り組みの状況については多くの研究者がまとめている。冒頭で述べたように、下西(2005)によれば1870年頒布の「新律綱領」では、父母・祖父母による子孫の懲戒権が認められており、懲戒によって子孫が死に至っても罪に問われないとされていた。明治末期には、児童虐待に対して慈善事業家が取り組みを始めている。明治末期の1904年に、ニューヨークの児童虐待防止協会の活動を視察した日本人がいたという。しかし基本的には、家制度が存在した日本の明治期において、子どもの権利が主張されるようになったのは、明治20年代以降であるという。またこの頃から、“家庭”という言葉が定着していき、徳富蘇峰の「家庭雑誌」や羽仁吉一・羽仁もと子による「家庭之友」などの雑誌が創刊され、家庭教育の重要性が指摘されるようになった。その背景には、欧米と比較して当時の日本の乳児死亡率が高かったことを問題視した政府の考え方があったとされる。明治30年代には、子育てに関する三歳児神話が語られて育児への母親の役割が強調されるようになった。また虐待の原因は、貧困や父親や母親が持つ問題点(放蕩、飲酒等)に求められており、虐待された子が犯罪に走るのではないかと危惧する動きも見られるようになってきた。虐待問題は、虐待された子の保護だけでなく、虐待された子を当時社会問題となっていた少年犯罪に走らせない、という社会防衛的な観点からも捉えられるようになった。日本の明治30年代の児童虐待の捉え方は、当時のアメリカにおける捉え方と類似しているものといえる。

日本における「児童虐待防止法」は、1933年(昭和8年)により成立した。しかし下西(2005)によれば、この法律においては、子に対する親の懲戒権

は、刑法に触れるほど重度の虐待ではない限り、認められていた。児童労働についても概ね認められていた。その背景には、戦争に向かう当時の時代背景として、富国強兵を目指した国が、強い親権によって親に子どもを“少国民”として育てることを求めたことが指摘される。1933年の「児童虐待防止法」が制定された頃の我が国の子ども観については、花田・永江・山崎・大石(2007)も、子どもが「貧困と家父長的家族観に基づく親のため、家族のための存在」であったと指摘している。その後我が国では、1947年に児童福祉法が制定されて、1933年の「児童虐待防止法」は廃止されたこと、1989年に「児童の権利に関する条約」が国連総会で採択され、日本もこれを1994年に批准したことを経て、2000年に改めて「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されている。

現在の我が国における児童虐待の定義

我が国では、児童虐待については、2000年に制定・施行された「児童虐待の防止等に関する法律」(以下、児童虐待防止法)によって定義されるまで、明確な定義というものは存在していなかった。この法律の第2条において、児童虐待は以下のように定義されることとなった。

「この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの)がその監護する児童に対し、次に掲げる行為をすることをいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること
- 二 児童にわいせつな行為をすること、または児童をしてわいせつな行為をさせること
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること
- 四 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

一は身体的虐待、二は性的虐待、三はネグレクト、四は心理的虐待である。

2004年の法改正により、上記の第三号については

「保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置」という文言が追加された。すなわち、保護者がその同居人による児童虐待を止めないことも、保護者のネグレクトであるとされるようになった。また第四号についても、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」という文言が追加された。すなわち、家庭内暴力(Domestic Violence: DV)を子どもが目撃することも、心理的虐待であるとされるようになったのである。

何が児童虐待であるかを明確に定義することの難しさは、庄司・鈴木・宮島(2011)でも指摘されている。すなわち、制定されたばかりの法律が数年後に改訂され児童虐待の定義が見直されるということは、児童虐待とは何かについての考え方も、時代や社会背景や価値観によって変化すること、何が児童虐待であるかは我々一人一人が常に自ら問い続けるべき課題であるという指摘である。

児童虐待に関する国内外における捉え方

児童虐待についての法的な定義は上記の通りであるが、人々は児童虐待をどういふものと捉えているのだろうか。馬場(2015)は、国内外で現在児童虐待がどのような概念として捉えられているか、幅広く検討を行うために、学術論文に関する9つのデータベース(医中誌Web, CiNii, MEDLINE, CINHAL, PsychINFO, SocINDEX, Minds, National Guideline clearing house, trip database)を用いて、「児童虐待(child abuse)」「妊娠(pregnant women)」「産後(postnatal)」「育児(child care)」を検索語として論文の抽出を行った。その結果、英語文献26件、日本語文献58件が抽出された。これらの文献と日本小児科学会発行の「子ども虐待診断手引き(2014)」を分析対象として、Rodgers(2002)の概念分析の手法により、児童虐待の5つの属性を抽出している。「養育者から子どもへの一方的な支配関係」「養育者の自覚の有無に関係しない行為」「子どものwell-beingを害する行為」「子どものwell-beingを保つ行為の欠如」「子どもの状況」がそれである。

馬場(2015)によれば、「養育者から子どもへの一

方的な支配関係」の中には、強者となる多様な養育者(多様とは、実父母だけではない養育者すべてということ)、弱者となる子ども、一方が他方を支配する関係性、歪んだ子どもとの関わりという概念が含まれていた。「養育者の自覚の有無に関係しない行為」には、養育者の行為、養育者の自覚の有無に関係しない、という概念が含まれていた。「子どものwell-beingを害する行為」には、子どもの身体への危害、子どもの性の安全への危害、子どもの心理・情緒への危害という概念が含まれていた。「子どものwell-beingを保つ行為の欠如」には、子どもへのケアの放任と無視、子どもへのケアに対する責任感の欠如という概念が含まれていた。「子どもの状況」には、子どもの危機的状況という概念が含まれていた。

馬場(2015)では、児童虐待の先行要件についても同様に分析しており、「養育者の要因」「子どもの要因」「社会環境の要因」「複数要因の重なり」「適切な介入の不足」という5つのカテゴリーが抽出されている。

「養育者の要因」としては、養育者の身体的・精神的要因(精神疾患、自己効力感の低下、身体的な健康問題、知的障害など)、養育者の生育歴(養育者の暴力被害、被虐待歴など)、複雑な家族関係(未婚、夫婦の不和、親戚の不和、家庭で養育していない同胞(きょうだい)の存在など)、経済的不安(失職や転職など)、養育者の未熟さ(20歳未満であること、衝動的な性格など)、養育者から子どもへの愛着形成不足(望まない妊娠、妊婦健診の未受診、養育者や子への医療介入による長期の分離など)、養育への負担感(養育に完璧を求める、養育に偏った信念を持つ、養育の知識や能力の不足、子が多数いるなど)、子どもへの過度の期待(期待通りにならない子に悲観的になる)という要因が抽出されたという。

「子どもの要因」としては、先天性疾患や発達遅滞、気質的に育てにくい子ども、という要因が抽出されている。

「社会環境の要因」としては、社会的孤立(他者との関係構築が困難な養育者)、ストレスをもたらす社会環境が抽出された。

「複数要因の重なり」は、上記の要因が重複して存在することである。

「適切な介入の不足」は、養育者が援助を拒否する、援助が不適切、支援者が不足しているという要因が挙げられた。

馬場(2015)の研究は内外の多数の文献を対象とした包括的研究であるため、児童虐待の捉え方に関する内外の現状の概要をまとめた研究結果であるといえることができる。すなわち、児童虐待には身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待があるという認識は、世界各国で比較的共通であることがわかる。しかし、冒頭で述べた親子の入浴に関する日本と欧米の捉え方の相違に代表されるように、実際に個々のどんな行為や事例が虐待の各要素に当たるのかの判断については、各国で様々な認識の差や文化差が生じてくると考えられる。

児童虐待の認識と文化差

児童虐待と文化相対主義に関して、見原(2018)は、子育て実践に関して文化相対主義的な観点による検討を行ってきたジル・E・コービンの見解に基づいて、議論を行っている。

見原(2018)は、何が子ども虐待とみなされるかについては、時代や状況が変わると文化習慣の一部であったものが虐待とみなされることがあることを指摘している。例えば、タイからミャンマーにかけて居住しているカレン族(首長族)の女性は、幼少期から首輪をつけられて育つという文化的習慣があるが、これが今日ではアメリカのメディアで虐待として非難されているという。アフリカでの女性性器切除という習慣も、生物学的には明らかに子どもの身体に負の影響を与える。

見原(2018)は、社会福祉の領域における「文化的能力」として、「他者の立場に立って物事を捉えることができる能力」というコービンの見解を紹介し、子どもの保護における文化的能力についてまとめている。文化というものをどう認識するかについては、自分たちの文化が唯一正しいものと考え、他者にそれを一方的に押しつける自文化中心主義と、それぞれの文化

の相違を尊重するという文化相対主義が存在する。子どもの保護に関して、自文化中心主義的な立場では、自らの文化的慣習に合わないことは、望ましくないこととされ、虐待と認識される可能性が高くなる。このような場合、虐待の誤認、すなわち本来虐待でないものが、誤ってもしくは過剰に、虐待と認識されることが多くなる。この反対に、文化相対主義が行き過ぎると、ある文化のもとで虐待を受けている子を救うことが困難になる。

文化的相違を軽視し、単一的な基準をあてはめようとする例としては、本研究の冒頭でも触れた、日本の親子入浴に関する文化が欧米では認められないという例がある。東京ガス都市生活研究所(2010)によると、日本の首都圏のデータとして、小学生およびそれ以下の幼児・乳児と一緒に入浴する親は84.7%おり、子どもは母親とは平日・休日のどちらも、父親とは主に休日に一緒に入浴していることが示されている。親子と一緒に入浴することは、日本社会ではごく一般的なことであり、このデータでは、4~6歳児の100%が親子で入浴しており、男女ともに9歳くらいまでは、約半数が親子で入浴しているという。このように、日本では、親子で一緒に入浴することで子どもへの性的虐待が連想されることはまずない。

しかしアメリカやヨーロッパでは、日本とは状況が全く異なる。CRN(Child Research Network)アジア子ども学研究ネットワークの名誉所長である榎原は、カリフォルニアに住む日本人家族の女の赤ちゃんを父親が入浴させている写真を現像に出したところ、店員に小児ポルノの証拠写真として警察に届け出られ、父親が逮捕されてしまったという例を紹介している(榎原,2014)。また榎原(2014)は、お茶の水女子大学で開かれた、国内外の学生50名によるサマースクールにおける海外学生への講義において、日本では父親と娘と一緒に入浴することはよくあることであり、自分も小学校低学年の娘と一緒に入浴したと話す、ドイツ人とイタリア人の女子学生に「小児ポルノの犯人を見るような目つき」で見られたという体験談を紹介している。また、ベトナムやタイからの学生が、学校での体罰がまだ残っていると発言していたり、ミャンマーの学生が、体罰はしつけの一環と考える人が多

いことや、子どもが家計を支えるために働くことを虐待とは思わないという発言をしていたり、それに対してドイツやイタリアからの学生がショックを受けていたということが紹介されている。見原(2018)においても、欧米では子が幼い頃から親子は別室で就寝するものとされ、子どもが一定年齢以上になっても同室で就寝することは、性的虐待を疑われる可能性がある一方で、メキシコ、東南アジア、東アフリカなどの多くの地域では、親子が同室で就寝することは珍しくない、という文化的差異を紹介している。

日本において個々の事例が児童虐待とみなすか否かは、児童福祉法に基づいて各都道府県に設置されている児童相談所の判断であり、その判断のガイドラインとしては、厚生労働省による『子ども虐待対応の手引き』が存在する。見原(2018)によれば、厚生労働省のこの手引きでは、「虐待の内容、頻度、危険度」「子どもの生育歴」「家族歴や家族の現状」などについての取り扱いが定められているが、文化差の取り扱い等に関する具体的な言及は特になく、という。しかしイギリスでは、子ども虐待対応のガイドラインにおいて、文化や宗教、民族的出自などが尊重されなければならないと明示されているという。

文化と虐待の認識に関しては、自文化中心主義による偽陽性(本当は虐待がないのにあると認識する誤認)と、文化相対主義による偽陰性(本当は虐待があるのにないと認識する見逃し)を双極とした対比関係が成立するということができる。文化を尊重することで虐待の見逃しが起きてはならないし、一方である文化における判断を別の文化の下で起きている出来事に一様にあてはめるのは不適切な場合もあるため、すべての子どもたちに共通する普遍的な保護の基準を定めることは、思いのほか困難であると考えられる。

児童虐待の事実認定のあり方が含む問題：乳幼児の頭部外傷に関する医師の診断に関して

次に、個々の事例における虐待の事実認定の手法について、医学的な観点における問題を指摘したい。

つかまり立ちを始めた頃の乳児は、後ろ向きに倒

れて頭を打つことがよくある。育児をする家庭であればどの家庭でもみられる光景である。インターネット通販大手のアマゾンでは、「家の中でつかまり立ちをする乳児がよく後ろに倒れるので、両親は乳児の頭を保護するミツバチ型のかわいいリュックを背負わせることにした」という内容のテレビCMを放映したりしている(Amazon Japan Official, 2018)。しかしそんなほほえましい光景が、一瞬にして崩れ去るような出来事が起き得ることは、あまり知られていない。

冒頭の関西テレビ(2018)の事例は、1歳児がつかまり立ちをした際に後ろに倒れ、急性硬膜下血腫と眼底出血が認められたことで、医師から児童相談所に虐待の疑いで通告がなされたものである。

児童虐待防止法第6条では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない」とされている。また同法第5条では、医師は「児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」とされている。つまり医師は、診察を行った際に児童虐待による怪我ではないかと思われる場合、児童相談所に通告しなければならないことになる。ここで重要なのは、「思われる場合」という点である。この「思われる」という部分に、医師が子どもを診断した際にその症状が児童虐待によって生じたものか否かを判断するという要因が含まれてくる。頭部外傷に対しては、身体の怪我と比較して、何が原因であるのかを判断するのは医師でなければ難しい部分がある。頭に怪我をした子ども、とりわけ乳幼児が病院を受診した際に、医師が「揺さぶられっ子症候群(Shaken Baby Syndrome: SBS)」を疑うと、虐待が行われた疑いがあるとして児童相談所に通告がなされることになる。

医療現場における虐待が疑われる例に関する診断の手引きとしては、日本小児科学会(2014)の「子ども虐待診療の手引き第2版」が示されているほか、各都道府県や地方自治体においても、東京都福祉局(2009)の「チームで行う児童虐待対応～病院のためのスタートアップマニュアル～」などの手引きが示されており、これらに基づいて、虐待が疑われる

例に関しては、児童相談所等への通告が適切に行われるようになっている。しかし乳幼児の頭部外傷に関しては、以下のように医師でも虐待によるものか否かの判断が難しいこともあるという。

西本・藤原(2018)によれば、揺さぶられっ子症候群は、乳児の胴体を抱えて強く前後に揺さぶることにより、頭蓋骨の中で脳腫脹など脳実質の損傷が起きるとともに、急性硬膜下血腫ができ、眼底出血も起きることが多いというものである。この、脳実質の損傷、急性硬膜下血腫、眼底出血という三兆候があると、医師は揺さぶられっ子症候群を疑い、児童相談所に通告することが多くなるという。しかし西本・藤原(2018)によると、実は低い位置から頭を回転させるように後方に倒れた場合に、急性硬膜下血腫と眼底出血という2つの条件は揃ってしまうことがあるという。中村I型血腫とよばれる、乳幼児急性硬膜下血腫がそれである。乳幼児が家庭内でつかまり立ちをしていて後ろに転ぶ、椅子に乗っていて後ろに落ちるなど、どこの家庭でもありそうな軽微な出来事により、このような状態になる子がいるという。乳幼児の中には、頭蓋骨の中のくも膜下腔という部分が拡大している(隙間が多い)場合は、回転を伴って後ろに倒れるような転び方によって、脳と硬膜静脈洞を結ぶ架橋静脈が切れて、中村I型血腫が起きやすいという。中村I型血腫は生後6~10ヶ月に起きやすいというが、くも膜下腔の拡大は生後4ヶ月くらいから生じ、生後6ヶ月くらいに最も多く、また男児に多いという。ということは、活発に動き回る男児が後ろ方向に倒れて中村I型血腫を生じることがある、という考え方が成立することになる。

藤原(2018)は、2017年の日本脳神経外科学会学術総会において、小児の頭部外傷の診断に際して医師が「虐待か否か」を判断することの困難さが話し合われたことを紹介している。この学会で、千葉大学法医学教授である岩瀬医師が、児童相談所からの相談例の中に中村I型血腫としかよべないような症例が何例もあることを発表したという。

藤原(2018)によれば、中村I型血腫の存在は1984年に英語圏でも論文として公表されているにもかかわらず、アメリカでは1970年代から、児童虐待は

何としても見逃さないという機運が強かったため、眼底出血を伴う頭蓋内出血はすべて揺さぶられっ子症候群であると見なす方向にあったのである。そして日本でもアメリカに倣った考え方がなされ、中村I型血腫については医師もよく知らないことがあると西本・藤原(2018)は指摘している。

頭部外傷で虐待を疑われたらどうなるのか

児童虐待の疑いがあるとの通告があった場合の、子どもの保護に関する手続きの流れは以下の通りである。西本・藤原(2018)は、外傷(特に頭部外傷の例)によって病院を受診した子どもが、虐待の疑いによって保護される場合の流れを記している。

子どもが受診した病院の虐待防止委員会で「虐待の可能性はある」とされると、病院は児童相談所に通告する。児童相談所は48時間以内に調査を開始し、面接・観察・生活環境調査・照会等を行う。その結果、「児童に危険の可能性はある」と判断すると、行政処分として一時保護の指示を出す。子どもは一時保護所に最大2ヶ月の間保護をされ、その間に児童相談所は虐待がないと判断したら一時保護の解除を行う。虐待ありと判断された場合は、乳児院や児童擁護施設への入所となる。また保護者に対しては、

「家族再生プログラム」(保護者への指導)を行ったりもする。施設を退所する際には、退所のための条件などが付されて定期的に児童相談所の訪問を受けるなどとなる。

この流れにおいて問題になるのは、医師が外傷を「虐待の可能性はある」とみなしたことに対して、反論の術がないことである。保護者は通常は医学の専門知識を持っておらず、行政の担当者も医師の診断を尊重する。しかし先述のように、医師も当該の外傷が「虐待による」と判断するのは、思いのほか困難であるということが指摘できる。

頭部外傷を負った乳児に関する虐待の事実認定とその後の子どもの処遇に関して、藤原(2018)は、2017年6月に日本小児神経外科学会で青木医師によって報告された症例を紹介している。この症例では、乳児がつかまり立ちから後ろに倒れ、けいれん

や嘔吐があり救急車で搬送され、病院で硬膜下血腫と眼底出血が発見され、児童虐待の疑いで児童相談所に通告されたというものである。乳児が転んだのは父親の実家で乳児の母、義父、義母の3人が転んだ瞬間を目撃していたという。にも関わらず、児童相談所は医師が揺さぶられっ子症候群を疑ったことのみを重視して、乳児を一時保護してしまったのである。虐待はしていないという親の主張は一切信じてもらえず、乳児は2ヶ月も一時保護の状態に置かれ、その後は乳児院に送られ、4ヶ月も親元に返してもらえなかったという。さらに、親元に返すにあたっては、3つの条件を出されたという。1. 24時間第三者の監視つきであること 2. 母親の両親と同居して、親子3人の時間を作らないこと 3. 認可保育園に預けることである。提示された条件を承諾しなければ子どもは返してもらえないことになるが、これらの条件は、家庭環境によっては守ることができなかつたり、親戚も含めた家族の生活や人生まで変えることを余儀なくさせる過酷なものである。プログラム等すべてが終了するまでには、1年1ヶ月も要したという。

なお、このような指摘をする上で誤解のないよう断っておきたいのは、本稿では、医学的な判断全般に対する疑念を指摘しているわけではないことである。通常は被害児童の医療機関での保護が適切に行われている中で、特に判断が難しい事例に関しては、先述のような状況が発生する可能性があると述べているものである。加えて本稿著者は特定の思想的背景などを持っているわけではないことを申し添える。

疑いを晴らすことはできるのか

池谷(2018)は、日本の児童虐待の通告制度はアメリカに倣ったものであるとした上で、アメリカの通告制度が含む問題点を指摘している。アメリカでは、医師、教師、警察官などが虐待かもしれない事例に出会ったにもかかわらず、通告しなかった場合は、罰金、資格剥奪、懲役刑まで科される可能性があるという。その上、通告義務者は通告内容が間違っていた(本当は虐待ではなかった)場合でも、法的責任を負わないという規定もある。そのため、虐待の通告

に関しては、少なくない数の冤罪を生んできた可能性が指摘されている。

笹倉(2018)によれば、アメリカでは2000年代以降、揺さぶられっ子症候群を疑われ児童虐待であるとされた事案の雪冤(冤罪の汚名が晴らされること)が進んできたという。揺さぶられっ子症候群による児童虐待の存在を立証する際の証拠は、医師の診断ということになるが、1990年代以降、揺さぶらなくても先ほどの三兆候が起こる可能性があることが指摘されるようになってきている。すなわち、医師の診断の根拠自体が変わって来たことにより、雪冤が進んだのである。アメリカには、冤罪被害者を救済する「イノセンス・プロジェクト」という団体があり、笹倉らにより日本でも2016年に「えん罪救済センター(イノセンス・プロジェクト・ジャパン)」が設立されている。全世界のイノセンス・プロジェクトにおいて、揺さぶられっ子症候群による冤罪に注目している状況であるという。

日本弁護士連合会(2017)の「誤判の悲劇を繰り返さないために」と題されたスウェーデン調査報告書でも、スウェーデンにおいて2007年に起きた、難産で生まれた子の母親が冤罪で逮捕された事件のことなどが紹介されており、このような問題は日本、アメリカだけに止まらないことがわかる。

日本では、医師が虐待に関する通告義務を果たさなかった場合の罰則は規定されていないが、虐待を疑った場合は通告すべきという流れはアメリカ同様にある。その上、頭部外傷の診断の基準はアメリカから導入されており、当のアメリカで診断基準の見直しが進んでいるのに、日本ではその見直しが進んでいないというのである。このような状況により、先に触れた関西テレビ(2018)の事例や、青木医師が報告した事例のような事態が生じているといえる。

西本・藤原(2018)によれば、保護者が虐待を否定する場合は、子どもが親元に返されるまでにより長期を要することになるという。親子を分離するか否かは児童相談所が決定するが、保護者が虐待をしたと認めないと、より危険な親とみなされてしまい、子どもを返してもらえなくなる。虐待を否定している限り、施設から子どもを家に返す際に行われる「家族再統合プログラム」は開始されないため、子どもが施設に入所

したまま時間がすぎていくことになる。

親子が分離されたことに不服があれば、保護者は家庭裁判所に不服申し立てをすることができることはなっているが、裁判所が不服申し立てを認めることは極めて少なく、半年程度の期間と多額の弁護士費用がかかることになる。その間子どもは返ってこない。すなわち保護者にとっては、虐待を疑われて子どもを保護された場合、事実上反論ができない仕組みとなっているのである。

子どもを早く返してほしければ、虐待をしていなくても本当に不慮の怪我であっても、保護者は虐待をしたと認め、反省しているとする姿勢を示さなければならぬことになる。もちろん、本当に虐待をしている保護者も、自分は虐待などしていないと主張すると考えられるため、行政が保護者の言い分を簡単に信じるわけにはいかない。保護者の言い分を信じて親元に子どもを返して、その結果子どもが死に至ってしまうようなことは、何としても避けなければならない。しかし一方で、子どもが怪我をした際、怪我の状態を心配しつつ病院を受診したら医師に虐待を疑われ、子どもと引き離され、子どもを返してもらうためには、「虐待をしました」と認めなければならないことがあるとしたら、保護者の立場から見れば理不尽な状況といえる。児童相談所を初めとする行政は、もちろん子どもの安全や人権を守るため日夜尽力しており、本稿はこれらの機関や関係者を批判する立場には立っていない。しかし、当事者である保護者が否定する場合も多い中、また医師による判断も絶対に見立て違いないとは言いきれない中、ある特定の事例が本当に児童虐待であるか否かを判定すること自体、時に非常に困難な場合があるといえるだろう。

まとめ

本稿ではまず児童虐待に関するアメリカ、スウェーデン、日本における歴史的経緯を概観した。次いで、現在各国である程度共通に認識されている児童虐待の中核的概念について概観した。すなわち、現在では何が児童虐待として定義されているのか、人々や社会において児童虐待はどのように認識されているの

かについてまとめた。その上で、児童虐待の捉え方には、特に性的虐待や児童労働に関する捉え方に文化差があるなど、何を児童虐待であるかみなすかについて、一概に限定することが思いのほか難しいことを示した。児童虐待の認識において文化差に起因する相違点が存在することをよく踏まえておかないと、何を児童虐待とみなすかについて判断の誤り、すなわち冤罪が起きる可能性が指摘できる。

次いで、個々の事例が児童虐待であるかの判定が難しい事例が含む問題を象徴するものとして、乳幼児の頭部外傷に関する医学的な判断基準について取り上げ、冤罪の可能性につながる問題点を指摘した。

冤罪であった場合に、疑いを晴らして子どもを返してもらうことの困難さについても触れた。

子どもの命を守る、そのために子どもを積極的に保護していく、親子の分離も時には必要であるというのは事実である。しかし何を虐待と捉えるのかは、時代によっても、文化によっても異なり、医学的な診断さえも絶対とはいえない。何が虐待であるのか、誰がそれを判断するのか、その判断がもし間違っていたらどうなるのかという問題は、真に子どもの人権や親子の生活の安全・安心を守るため、極めて重要な問題であるといえる。

本稿の限界と今後の展望

本稿は新たなデータに基づく調査研究ではないため、今後の研究の方向性としては、新聞・雑誌記事のデータ分析によるエビデンスに基づいて、体罰や児童虐待に関する社会的な認識のあり方を検討しようと考えている。

引用文献

- Amazon Japan Official (2018) 買い物の数だけ、ストーリーがある。ミツパチリュック篇A YouTube動画 2018年5月7日公開
https://www.youtube.com/watch?time_continue=10&v=LB2w6cxFy_o
- 朝日新聞 (2018) 対策会議準備中に事件、父、書

- 類送検2度 日黒の5歳死亡 朝日新聞2018年3月7日朝刊(社会面)記事.
- 馬場香里(2015)「児童虐待」の概念分析 日本助産学会誌, 29, 207-218.
- 藤原一枝(2018) 家庭内で起こる乳幼児急性硬膜下血腫(中村I型血腫)の再証明 西本 博・藤原一枝(2018)編 赤ちゃんが頭を打った、どうしよう!? 虐待を疑われないために知っておきたいこと 岩崎書店, 54-60.
- 外務省(2006) 海外邦人事件簿 | Vol. 50 なぜ!? 思わぬことから大騒ぎ(その1) 外務省海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/jikenbo/jikenbo50.html>
- Government Offices of Sweden and Save the Children Sweden(スウェーデン政府・セーブザチルドレンスウェーデン)(2009) 柳沢圭子(訳) 子どもに対する暴力のない社会をめざして——体罰を廃止したスウェーデン30年のあゆみ(日本語版) 日本語版製作指揮・監修: 特定非営利活動法人子どもすこやかサポートネット.
- 花田裕子・永江誠治・山崎真紀子・大石和代(2007) 児童虐待の歴史的背景と定義 保健学研究, 19, 1-6.
- 池谷和子(2018) 専門家はこう考える: 日米の児童虐待通告制度とその問題点 西本 博・藤原一枝(2018)編 赤ちゃんが頭を打った、どうしよう!? 虐待を疑われないために知っておきたいこと 岩崎書店, 42-45.
- 石田雅弘(2012) 児童虐待の現状について【概要】 奈良文化女子短期大学紀要, 43, 25-40.
- 関西テレビ(2018)【揺さぶられっ子症候群】家庭内の事故なのに・・・虐待疑われ、引き裂かれた親子背景に何が? 関西テレビ2018年10月19日配信カンテレ「報道ランナー」2018年10月18日放送「特命報道ツイセキ」より
<https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20181019-00010000-kantele-soci>
- 見原礼子(2018) 子ども虐待問題における文化相対主義的アプローチをめぐる一考察 —ジル・E・コービンの議論を手がかりに— 長崎大学多文化社会研究, 4, 233-249.
- Myers, J. E. B. (2006) (庄司順一・澁谷昌史・伊藤嘉余子(訳)(2011)) アメリカ子ども保護の歴史: 虐待防止のための改革と提言 明石書店.
- 日本弁護士連合会(2017) スウェーデン調査報告書 誤判の悲劇を繰り返さないために スウェーデンの刑事司法制度とSBS(揺さぶられっ子症候群)をめぐる議論状況 日弁連刑事弁護センター取調べの可視化本部.
- 日本小児科学会(2014) 子ども虐待診療の手引き 第2版 公益社団法人日本小児科学会こどもの生活 環境改善委員会.
- 西本 博・藤原一枝(2018) 赤ちゃんが頭を打った、どうしよう!? 虐待を疑われないために知っておきたいこと 岩崎書店.
- 大石千歳(2018) 幼児・児童に対する保護者および教師・保育者からの体罰に関する意識調査: 幼稚園教諭・小学校教諭を旨とする女子学生を対象として 東京女子体育大学東京女子体育短期大学紀要第53号, pp. 1-15.
- 大石千歳・笹生心太(2016) 高等学校運動部運動部での体罰経験の解釈と体罰再生産メカニズムの関連性の検討: 認知的不協和理論における体罰の正当化および集団凝集性の観点からの体罰のチームワーク強化機能について 東京女子体育大学女子体育研究所所報, 10, 49-57.
- 大石千歳・阿江美恵子・若山章信・本村清人(2014) スポーツ指導者の暴力についての調査: その1 東京女子体育大学・短期大学女子体育研究所研究紀要, 8, 3-8.
- Rodgers, B. L. (2000) Concept analysis: An evolutionary view. In Rodgers, B. L. & Knaf, K. A. Concept development in nursing: Foundations, techniques, and applications second edition. Philadelphia: W. B. Saunders Company.
- 榊原洋一(2014) 虐待の文化的意味 CHILD RESEARCH NET 所長ブログ(2014年9月5日)
<https://www.blog.crn.or.jp/chief2/01/13.html>
- 笹倉香奈(2018) 児童虐待で冤罪を生まないため

- に 西本 博・藤原一枝(2018) 編 赤ちゃんが頭を打った、どうしよう!? 虐待を疑われないために知っておきたいこと 岩崎書店, 50-60.
- 下西さや子(2005) 明治期における児童虐待問題の構築と子どもの権利思想 社会福祉学, 46, 3-15.
- 庄司順一・鈴木 力・宮島 清(2011) 子ども虐待の理解・対応・ケア 福村出版.
- 東京ガス都市生活研究所(2010) 都市生活レポート 親子入浴に関する実態調査2010 東京ガス株式会社都市生活研究所.
- 東京都保健福祉局(2009) チームで行う児童虐待対応 ～病院のためのスタートアップマニュアル～ 東京都保健福祉局少子社会対策部.
- 上野加代子(2018) 児童虐待防止対策の問題点 西本 博・藤原一枝(2018) 編 赤ちゃんが頭を打った、どうしよう!? 虐待を疑われないために知っておきたいこと 岩崎書店, 46-49.
- 上野善子(2013) 米国児童虐待予防対策法の制定と改正について一法の制定に向けた19世紀から20世紀の社会と背景― 奈良女子大学人間文化研究年報, 28, 89-106.
- 上野善子(2012) 米国の児童虐待: 医療化以前の虐待認識と社会 奈良女子大学社会学論集, 19, 55-72.